

船橋市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」とする。）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法の例によるものとする。

(指定の申請等)

第3条 市長は、法第115条の45の5第1項の規定による指定の可否を決定したときは、船橋市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定可否決定通知書（第1号様式）又は船橋市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則第2条で定める指定居宅サービス事業者等指定（許可）可否決定通知書により通知するものとする。

(指定の更新の申請等)

第4条 市長は、法第115条の45の6第1項の規定による指定の更新の可否を決定したときは、船橋市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新可否決定通知書（第2号様式）又は船橋市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則第3条で定める指定居宅サービス事業者等指定（許可）更新可否決定通知書により通知するものとする。

(変更の届出等)

第5条 指定事業者は、省令第140条の62の3第2項4号に定める届出は、10日以内に市長に届け出なければならない。

2 指定事業者は、省令第140条の62の3第2項5号に定める届出は、10日以内に市長に届け出なければならない。

(雑則)

第6条 この要綱に規定するもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式

第 号

年 月 日

船橋市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定可否決定通知書  
様

船橋市長 印

年 月 日付けの申請については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 指定します。

- (1) 事業所の名称
- (2) 事業所の所在地
- (3) 介護保険事業所番号
- (4) 指定年月日
- (5) 事業の種類

2 指定しません。

- (1) 事業所の名称
- (2) 事業所の所在地
- (3) 事業の種類
- (4) 理由

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

第 号

年 月 日

船橋市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新可否決定通知書  
様

船橋市長 印

年 月 日付けの申請については、下記のとおり決定しました  
ので通知します。

記

1 指定の更新をします。

- (1) 事業所の名称
- (2) 事業所の所在地
- (3) 介護保険事業所番号
- (4) 指定年月日
- (5) 事業の種類

2 指定の更新をしません。

- (1) 事業所の名称
- (2) 事業所の所在地
- (3) 事業の種類
- (4) 理由

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。